

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第九号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和四年度分の会計年度任用職員の報酬等）

5 会計年度任用職員に支給する令和四年度分の報酬、給料及び手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十二月奈良県条例第十七号。以下「令和四年改正給与条例」という。）第一条の規定による改正前の条例、令和四年改正給与条例第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び令和四年改正給与条例第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づき算定する。

附 則

この規則は、令和四年十二月二十六日から施行する。